

令和元年6月18日現在

機関番号：34431

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02850

研究課題名(和文) 日本古代貨幣制度の変容・崩壊過程に関する基礎的研究

研究課題名(英文) THE BASIC RESEARCH FOR THE TRANSFORMATION AND COLLAPSE OF JAPANESE ANCIENT MONEY SYSTEM

研究代表者

森 明彦 (MORI, AKIHIKO)

関西福祉科学大学・社会福祉学部・名誉教授

研究者番号：90231638

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は日本古代貨幣制度の推移、変容、そして崩壊に至る過程を解明することであった。ここでは、日本古代貨幣が単なる国家的支払手段ではなく、交換手段たる支払手段であるとの立場を採り、国家と社会との間で生じる様々な問題の本質の解明に迫った。それにより、古代貨幣制度の変遷と変容の段階を明らかにした。いくつかの例をあげれば、(1)国家は銭貨の全国流通を望まなかったこと、(2)官私間の取引は通説のように統制価格ではなく、時価によっておこなわれていること、(3)貨幣の呪術的用法とは、神との間の疑似経済的用法に他ならないこと。これらの外、多くの新見解を提示し、日本古代貨幣史の叙述の一新を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、日本古代貨幣が単なる国家的支払手段でも無く、又単なる交換手段でも無く、交換手段たる支払手段であったことを明らかにし、古代貨幣論の構築に貢献した。また古代貨幣の交換手段としての性格が喪われることが、日本古代貨幣制度が崩壊そのものを意味することを明らかにしようとしたものである。平安時代の崩壊過程については、まだ多くの分析が必要である段階ではあるが、本研究で明らかにした関市令官与私交関条、同除官市買条に関する新解釈の提示は、估価制度の理解に根本的な修成を迫るものであり中世貨幣史にも大きな影響を与えることになろう。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research was to elucidate the process leading to the transition, transformation and collapse of the ancient Japanese money system. Here, we took the position that ancient Japanese money is not a mere means of payment, but a means of payment as an exchange means, and we urge to elucidate the essence of various problems that arise between the state and society. It clarified the stage of change and transformation of the ancient money system. Some examples are (1) that the state did not want the national distribution of coins, and (2) the trade between the government and me was carried out by the market value, not by the control price as the prevailing theory, (3) The magical usage of money is nothing other than the pseudo-economic usage between God. By presenting many new views, we have renewed the description of ancient Japanese money history.

研究分野：日本古代史

キーワード：貨幣 都城 正税 交換手段たる支払手段 関市令 悪銭 悪貨 估価

1. 研究開始当初の背景

(1)日本古代貨幣史の研究は、村尾次郎の『律令財政史の研究』の中で示された以下のような見解によって、従前の研究とはその様相が一変することとなった。戦前の研究が銀との比価に集中していたのとは異なり、村尾は穀および布との間に和同開珎との換算率を公示することによって和同開珎を全国に流通させようとしたと論じた。そしてその際に規定された、穀五升（後に六升）＝布一常＝五文、との換算率は一功一文となるように設定されたものであると論じた。この見解は栄原永遠男によって批判的に受け継がれた。栄原によれば当時日本には全国的な統一的価値体系は無く、銀・稲・米などがそれぞれ独自に貨幣的機能を担い、それぞれ独自の経済圏を形成していた。和同開珎を流通させるためにはそれぞれの経済圏のために銀・布・穀との換算率を設定する必要がある。そしてそれらは畿内正丁の負担する調および租の額が五文となるように定められたと論じた。そして畿内正丁の調五文は一功一文となるように定められたものであると論じている。栄原のこの見解がしばらく通説として和同開珎の特異な性格を示すものと捉えられていた。この栄原の説に則って三上喜孝は布を東の貨幣、米を西の貨幣と論じている。これに対し穀との換算率を規定した和銅四年五月壬子条、布との換算率を規定した和銅五年十二月条ともに和同開珎の価値を公示したものと捉えることはできないことを1998年の拙稿において明らかにし、銀一分＝和同開珎銀錢一文＝和同開珎銅錢十文が発行当初の和同開珎の価値であることを明らかにした。その後の研究は和同開珎の当初の価値が銀のみによって規定されたものであることを前提にして進められており、和同開珎の価値が銀のみによって定められたことはほぼ定説となっている。拙稿では和同開珎の流通は畿内及びその周辺にのみ限ることを律令国家が意図し、律令国家は畿外諸国での流通を阻止しようとしていた。この点に関してはまだ大方の賛同を得るには至っておらず、疑念をいくつか投げかけられている現状にある。その原因は批判者達が日本古代貨幣を国家的支払い手段と捉えるという誤りを犯したところにある。日本古代貨幣は単なる国家的支払い手段ではなく交換手段たる支払い手段として捉えなければならない。畿外諸国において和同開珎が出土することに対し、律令国家の流通政策によると捉えるのは誤りであり、律令国家の流通阻止政策にもかかわらず交換手段たる支払い手段の交換手段たる性質によって国家の意図に反して畿外諸国に国家とは別ルートで運ばれたものと考えらなければならない。今回の研究を行う背景の一つはこの交換手段たる支払い手段としての性格が和同開珎の流通およびその後の貨幣制度の変容、そして崩壊に至る過程にいかに関与したかの解明にある。

2. 研究の目的

- (1)従来和同開珎の全国的流通のために施策として考えられてきた和銅五年十月乙丑条の具体的分析を通じ、それが和同開珎の流通政策とは全く無縁なものであることを論証し、律令国家が和同開珎の全国流通を目指したとする誤った見解が成り立たないことを明らかにすること。
- (2)宝亀年間における旧銭、新銭併存期における東大寺写経所での月借錢事業の実態を解明すること
- (3)和同開珎から富寿神宝に至るまでの貨幣政策の変遷過程の大筋を提示すること
- (4)貨幣の呪力に関する近年の研究動向の問題点を明らかにし、貨幣の呪力の本質を解明すること。
- (5)西洋型貨幣と東洋型貨幣の相違点と共通点を解明すること。

3. 研究の方法

- (1)古代文献、貨幣関連資料の悉皆調査・分析により新たな視点、方法を見いだすこと。
- (2)貨幣自体の成分分析結果の読み直し、銭様・材質と古代国家の銭貨政策を関連させて論じる。

4. 研究成果

(1)特筆すべき第一は、日本古代貨幣制度に関する体系的な著作をまとめたことである。ここではもちろん本科学研究費以前に公刊した論文が元となったものも含まれているが、そのほとんどは補訂を加えるとともに新たな説を加え、かつ本研究期間の内に作成した新稿を含んでいる。本研究の目的に沿った形で成果を述べれば、第一の目的に関しては本書の序論において貨幣の定義を交換手段たる支払い手段として捉える必要があることを論じた。第四章に新たに書き加えた節において『経国集』下野虫麻呂の対策文を分析し、そこに管子の重農的思想によって米穀の貯蓄を主体とすることで銭貨の流通を抑えるべきとする律令国家の方針の基調を見いだした。目的の第三に関しては、第十章において日本古代初期貨幣として七世紀の無文銀錢及び富本銭と、和同開珎、隆平永宝・富寿神宝の発行によってその流通が停止する奈良時代の銭貨に至るまでの流通政策・流通の段階時期区分を提示した。目的の第四に関しては第八章、第九章において貨幣と穢との関係および貨幣の呪力の淵源が、特に貨幣の交換手段たる機能に根ざしたものであること、貨幣の厭勝法的用法は神に対する贈与、すなわち疑似経済的用法に他ならないことを解明した。

(2)次に第二の成果としてこの著書以降の研究成果を述べていく。目的の第二に関しては、宝亀三年の二通の納銭帳に関して従来日時の重複があるものとして理解されてきた。時期の重複があるということはその管理形態ないし出挙銭の財源が異なる可能性を意味するものであり、東大寺写経所における借錢事業形態が極めて複雑なものであることを予想せしめるものであった。この点に対し従来年月推定の根拠とされた借錢解と銭納帳との関係の根本的な検討を行い、両者の対応関係を否定することによって二通の納帳の記載時期が重複するのではなく連続することを明らかにすることによって東大寺写経所における出挙銭の運用形態の解明に大きく前進した。次に目的の第一に関しては、和銅五年十月制に関する再検討を行い、従来言われていた様な和同開珎の全国流通に向けた施策とは全く無縁なことをいくつかのシミュレーションを行いながら明らかにしたことである。従来調庸運脚夫に銭を渡すことでもって和同開珎の流通を行ったものと論じられているが、それらの銭の動きを具体的に検討することによってそれらの銭貨が流過程には全く入っていないものであることを解明し、銭貨流通政策とは無関係であることを明らかにした。この成果に関しては近日中に学会誌に投稿する予定である。

第五の問題に関しては、2019年3月に奈良文化財研究所において開催された研究集会においてシュメール貨幣に関するポランニーの研究の問題点を論じた。また西洋貨幣に関してはイングランド貨幣を中心に考察を進め、金を材とする西洋型貨幣と銅を材質とする東洋型貨幣の性格について研究を進行させている。主に古泉学によって古代貨幣の研究が進められている西洋貨幣史との対比の中で、日本古代貨幣研究には古泉学・考古学・文献学間の交流がより求められていることを確認した。更に第一の目的に関連する成果として、内蔵寮門榜木簡と屋代遺跡出土布手木簡および尾張国正税帳にみえる紵を共に高級繊維である苧(テヅクリ)に関係する資料と捉え、その織成形態並びに交易流通の在り方の解明に取り組んだ。この点に関しても近日学会誌に投稿する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

森明彦「日本古代貨幣流通史二考」(2018 研究集会：和同開珎の生産と流通、2019 年)

〔図書〕(計 1 件)

森明彦『日本古代貨幣制度史の研究』(塙書房、2016 年、460 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。